

各位

公益財団法人 文化財虫害研究所
理事長 三浦定俊



文化財に係る燻蒸の在り方について

新聞等の報道によると、本年7月下旬、文化財（絵画）の燻蒸に際して、使用された薬剤の不適切が原因で絵画への変色事故が生じたとされています。

このような事故は、貴重な文化財に取り返しのできない損傷を残すばかりでなく、文化財の所有者・管理者、文化財を借用した者、文化財の運搬を担当した者、燻蒸を実施した者などの関係者に深刻な問題を残すこととなりますので、これらの関係者においてはこのことを十分に理解し、適切な薬剤・器材の選択と正しい作業方法を確保した上で燻蒸等の事業に当たることが必要と考えられます。

本来、文化財の虫菌害防除のための燻蒸その他の措置については、その措置が文化財への悪影響を生じないものであることと作業の安全性が確保されることが最低限の要請として求められます。

当研究所では、従来から、文化財の燻蒸作業の標準的な在り方を示す「文化財の燻蒸処理標準仕様書」を定めるとともに文化財の燻蒸等に適する薬剤として「文化財虫菌害防除認定薬剤」を認定し、かつ、燻蒸作業に従事する者の備えるべき能力を認定する「文化財虫菌害防除作業主任者」資格制度を設け、文化財の燻蒸等の適切・安全な実施の確保を図ってきております。

また、文化財燻蒸を行う場合の注意事項については、独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 保存修復科学センター 生物科学研究室において「文化財燻蒸を計画する際の注意事項」を定め、同研究所のホームページで公開しています。

燻蒸等を発注する文化財の所有者・管理者、燻蒸等の作業を行う事業者及び作業に従事する者においては、今回の事故を教訓としつつ、上記「標準仕様書」、「認定薬剤」、「作業主任者資格」のシステムと東京文化財研究所の研究成果を有効に活用し、このような事故を防ぐため周到の注意をもって当たられるようお願いいたします。

なお、当研究所では東京文化財研究所主催の「ガス燻蒸剤の現状と今後」に関する研究会に独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館とともに共催・参加し、今後とも文化財の燻蒸等における安全確保のための知識普及を図ることとしております。